

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第2号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 警察運営についての企画及び調査に関すること。</p> <p>(5)～(19) [略]</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第26条 警備部に次の2課及び1隊を置く。</p> <p>[略]</p> <p>警備課</p> <p>機動隊</p> <p>(公安課)</p> <p>第27条 公安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(警備課)</p> <p>第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警衛及び警護に関すること。</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>警備課</td><td>災害対策室 警衛警備対策室 警察航空隊</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		警備課	災害対策室 警衛警備対策室 警察航空隊	<p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 警察運営についての企画、<u>調査及びデジタル化施策の推進</u>に関すること。</p> <p>(5)～(19) [略]</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第26条 警備部に次の3課及び1隊を置く。</p> <p>[略]</p> <p>警備課</p> <p><u>警衛対策課</u></p> <p>機動隊</p> <p>(公安課)</p> <p>第27条 公安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>サイバー攻撃対策に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(警備課)</p> <p>第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警護に関すること。</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p><u>(警衛対策課)</u></p> <p><u>第28条の2 警衛対策課においては、第73回全国植樹祭の開催に伴う警衛その他の警衛に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>警備課</td><td>災害対策室 警察航空隊</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		警備課	災害対策室 警察航空隊
課	内部組織												
[略]													
警備課	災害対策室 警衛警備対策室 警察航空隊												
課	内部組織												
[略]													
警備課	災害対策室 警察航空隊												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。